

太田市立南小学校 いじめ防止基本方針(R5年度)

令和5年4月改訂

第Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨(法第13条)

平成25年9月28日に施行された国の基本方針「いじめ防止対策推進法」又は地方いじめ防止基本方針を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」(「太田市立南小学校 いじめ防止基本方針」)を策定した。これは、学校としてどのようにいじめの防止等(いじめの防止、早期発見、対処)の取組を行うかについての「基本的な方向」と「取組の内容」定めたものである。学校いじめ防止基本方針に、いじめの発生時における学校組織として一貫した対応をあらかじめ示し、児童及びその保護者に対して安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。さらに加害者への成長支援の観点を位置付け、いじめの加害者への支援にもつなげる。

(2) いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの形態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの禁止(法第4条)

児童等はいじめを行ってはならない

(4) いじめの理解

本校では、普段からすべての児童がいじめの行為を行わないで、安心して学校生活を行い、様々な活動に取り組んでいけることが重要であると考えている。そこで、いじめは、どの子ども、どの学校・どの学級でも起こりうるものであるという基本的認識に立ち、すべての児童がいじめに向かわないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいくよう努めるものである。いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることをあらゆる教育活動の中で児童に理解させていくようにする。

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 本校が目指す学校は | ☐ いじめのない学校 |
| | ☐ 明るく楽しい学級 |
| | ☐ 互いに支え合い・認め合える仲間 |

令和5年度 太田市小学校スローガン

『自分と友達 思うだけでは伝わらない 認め合い伝え合うのはコミュニケーション』

太田市いじめ防止子ども会議を受け、南小児童会が考えたスローガン 「南小の『きずな』を深めるために ポカポカ言葉を集めて『ポカポカの木』をつくろう」

そこで、以下の点に十分に留意しながらいじめ問題に対して対応していく。

①友人関係が起因とすることでのいじめ

友人関係において、双方の関係のバランスが変化することで、「遊び」から「いじめ」へと変化する可能性がある。加害者側が「遊び」として捉えてしまったり、被害者側も加害者との関係を気にかけ、苦痛を訴えることが難しくなってしまう傾向がある。そこで、日頃から児童の友人関係を注意深く見守っていく。

②特に配慮が必要な児童へのいじめ

発達に課題を抱える児童や特別支援学級に在籍している児童、海外から帰国した児童や外国籍の児童、東日本大震災で被災した児童等がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その特性から自分がいじめを受けているという認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく表現することが苦手だったりすることがある。同時に、当該児童自身が、相手が嫌がっていると認識することが難しいこともある。これらに留意する必要がある。そこで、多くの職員で児童を見守っていく環境作りに努めていく。

③いじめに対する第三者（周囲）への対応

いじめの様相を加害者と被害者の関係としてのみ捉えるのではなく、集団としていじめを容認しない雰囲気構築していくことが重要である。そこで重要になってくるのが、いじめをはやし立てたり、傍観したりする児童を許さない風土の醸成である。各教科はもちろん、道德の時間や学級活動、全教育活動を通じて児童の人権意識の向上を図っていく。

上記の点に特に留意し、教職員が一丸となって、いじめを許さないという毅然とした態度を示すと同時に、どんな些細なことにも親身になって相談に応じることで、児童が安心して過ごすことができる学校生活をつくっていく。

2. 本校の現状と課題

(1) 実態調査結果

（令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より）

全国のいじめ認知件数（小学校）は、500,562件発生している。群馬県のいじめ認知件数（小学校）は、3,048件発生している。近年、児童同士のトラブルとして対応するのではなく、いじめ防止対策推進法の定義に従い、いじめに対して積極的に発見・認知に努めている。認知件数は増加したが、解消に至る事案も増えた。

(2) 学校生活アンケート結果

- ・毎月月末に学校生活アンケートを実施し、学校での様子を調査している。友達からいやなことをされたと回答した児童は全校で複数名いた。記入されたことを基にいじめにつながるように未然防止、早期発見、早期解決に努めている。
- ・令和4年度学校評価「学校や職員に相談しやすい」と回答している保護者は95.6%となっている。
- ・スクールカウンセラーによる児童や保護者との相談体制、担任や学校職員といつでも教育相談を実施できる体制を整備し、悩みを真摯に受け対応するように努めている。

(3) 児童にかかる情報共有

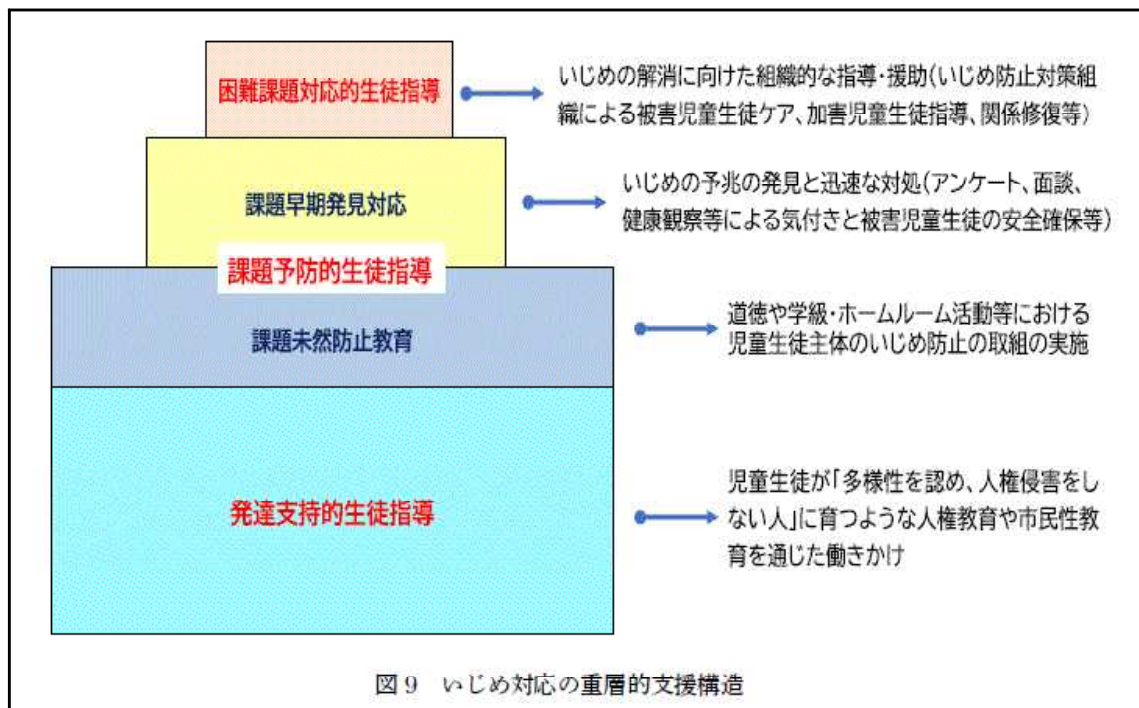
- ・保護者との連携、教職員間の円滑な情報共有については、継続して課題意識をもち、取り組んでいく必要がある。

3. いじめ防止等に関する基本的な方針

法第8条において、学校及び学校の教職員は、『①いじめの未然防止』『②早期発見』『③適切かつ迅速な対処』を行うことが責務であると規定されているとおり、本校においては、この一連の責務に対し、確実な対応を図っていく。特に、いじめの要因となる生徒のストレスを取り除き、未然防止を実現するために、わかる授業作り、児童の活躍の場の設定、仲間作り、自己有用感や自己肯定感の育成を図っていく。そこで、以下の点に十分に留意しながら対応を行うものとする。

- ・児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・児童会活動、児童の意見等を取り入れ、児童の主体的かつ積極的な取組によっていじめ防止等が図れるようにする。
- ・学校、児童及びその保護者、地域住民、その他の関係者と連携を図りつつ、いじめを許さない環境を整備していく。
- ・学校いじめ防止基本方針、それに基づく取組が効果的に行われているか、「チェックリス

- ト」「学校評価」等の結果を踏まえPDCAサイクルで点検し見直すように努める。
- ・「南小いじめ対策組織」を中軸に、「教育相談体制」「生徒指導体制・研修」等いじめの防止のための取組を体系的・計画的に実施する。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもその理解を求めるよう啓発を図る。さらに、効果的に対処することができるように、プロバイダー、法務局や警察署に通報し、適切な援助や協力を求めるようにする。



加えて、「生徒指導提要(令和4年12月改訂)」において示された『生徒指導の重層的支援構造』の枠組みの中で、いじめ対応における生徒指導の捉え直しがなされ、『いじめ対応の重層的支援構造』が明示されている(図9:生徒指導提要 第Ⅱ部第4章4・3より抜粋)。これを受け、本校では、従前以上に「未然防止教育」へと重点をおき、取り組んでゆくものとする。

第Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1. <課題未然防止教育>

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童主体のいじめ防止の取組

(1) 学年・学級経営の充実

いじめを絶対に許さないという教師と児童の共通理解を基盤として学年・学級経営の充実を図っていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・児童一人一人を大切にしたい学級経営
- ・学級担任と児童との信頼関係の構築
- ・ルールを守らせる毅然とした指導の徹底と継続
- ・全職員による情報共有と連携
- ・教師の態度がいじめを助長する危険性があることへの理解

(2) 授業改善に関する取組

各学級担任等は、児童にとって「分かる授業」・「楽しい授業」となるよう常に授業改善を心がけ、「自己存在感を与える授業」・「共感的人間関係を基盤とした授業」・「自己決定の場を与える授業」としての生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに励んでいく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各学級担任等は、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業となるよう授業デザインをするとともに、児童の居心地の良い学習環境づくりを行う。
- ・学級活動等の特別活動を通じて、児童の友人関係・集団づくり等望ましい人間関係づくりに努めるとともに、一人一人の児童が互いのよさを認め合い、尊重し合える学習環境づくりに努める。

(3) 道徳教育の充実

いじめ防止につながる「他者への思いやりの心」や「他者の生命の尊重」等を育む中心となるのが道徳教育である。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・「考え、議論する」道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高め、諸事に於いて自分ごととして考える力を育む。
- ・すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育成していく。
- ・道徳の時間と学級活動等との関連を図り、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めさせていく。
- ・道徳で学んだことを毎日の通学班による登校等の集団生活の中で、協力し合ったり、ルールを守ったりすることの実践につなげ、人とより良く関わる力を身に付けさせる。

(4) いじめに関する学習

いじめはどの子ども・どの学級にも起こるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの問題に対して考え、議論する等の活動に取り組む。いじめに向かわせないためにいじめについての理解を深めさせる。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・道徳や学級活動の中で、いじめを題材として取り上げ、未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体としてはどうすればよいか、また個人としては何をすべきか等具体的な取組を明確にし、実践できるようにする。
- ・11月に実施する人権集中学習の中で、いじめ問題を取り上げた授業に取り組んだりして児童の人権感覚をみがいていく。また、「人権集会」を全校集会として設けて児童全体に人権の大切さの周知を図り、いじめをすることは人権問題であり、絶対にしてはいけないものであることを理解させる。

(5) 児童会活動との連携

児童会役員が中心となっていじめ防止に向けた様々な活動を行っていくことで、学校が活性化し、いじめを生まない学校風土が醸造されていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・毎月水曜日の朝会や集会前に、朝のあいさつ運動を実施し、あいさつを通して他者と関わることの心地よさを普及させる。
- ・児童集会では、「いじめ撲滅」などのテーマを取り上げ、児童会が中心となり全校児童へ呼びかける。グループエンカウターの手法も取り入れたりしながら、互いに認め合い、触れあえる集会を企画する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、市いじめフォーラム・いじめ防止子ども会議へ参加し、いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決め、いじめ防止活動年間計画を作成し、学校全体で統一した取組を進める。
- ・自らの活動を改善できるように、先進的な取組をしている学校について自ら調べたり、教師に紹介してもらったりしながら取組を評価していく。

(6) 生徒指導・教育相談部会との連携

毎月行われる生徒指導・教育相談部会で気になる児童について共通理解し、その児童に注意を向け、いじめ未然防止に役立てていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各学年の生徒指導担当や教育相談担当と学級担任との情報共有
- ・各部会での情報の学校全体での情報共有
- ・両部会といじめ対策組織との連携と情報共有
- ・養護教諭との連携と情報共有
- ・スクールカウンセラーとの連携と情報共有

(7) 校内研修の充実

いじめ対策についての職員の意識の向上と情報共有のため、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知、徹底
- ・いじめ対策についての年間を通した校内研修の実施
- ・先進的な取組をしている学校を積極的に調べ、実践化に向けた指導法の研究
- ・発達障害についての職員の理解を高めるための校内研修の実施
- ・発達に課題を抱える生徒への理解を深め、児童一人一人に合わせた指導・支援の研修の実施
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした全校的な指導体制の整備

（８）家庭や地域との連携

いじめ対策において、家庭との連携は欠かすことができない。担任や教科担当が日常の様子を家庭と共通理解しておくことがいじめ未然防止につながる。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・児童の活躍やよさ、成長を積極的に発信することによって、信頼関係を築く。
- ・各学級担任等は、保護者との連絡帳や電話連絡を活用し、いじめの兆候や保護者からの相談に乗りやすい雰囲気をつくっていく。
- ・学校通信、学年通信、保健だより、web ページ等の各種たよりを活用し、いじめ対策の取組やその情報を学校から発信し啓発を図る。
- ・各学期の授業参観の後には、学年・学級懇談会を実施し、いじめ対策の取組やその情報を学校から発信し啓発を図る。
- ・各学期の学校評議員会、区長や民生児童委員との情報交換会等を実施する中で、いじめ対策の取組やその情報を学校から発信し啓発を図る。

（９）関係機関との連携

児童の活動の場は学校の中だけに閉じられたものではなく、様々であり、その範囲も広い。そのため、習い事、地域行事等を通して、他校の児童との関わりも多く見られる。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・地域の各団体や児童相談所・警察等との連絡を密にし、何か問題が起こってから連携するのではなく、未然防止の視点からも常に連携できる態勢を整えておく。
- ・近隣の小学校や進学先の中学校との情報共有を図る。

2. ＜課題早期発見対応＞

いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）

（１）日常生活での見取り

全職員で児童の様子を観察したり、児童とコミュニケーションをとったりする中で、児童の様子を見守っていくことで、いじめの早期発見に努めていく。そこで、以下の点について、重点的に取り組んでいく。

- ・児童の日常の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。
- ・全教職員が児童の様々な教育活動に関わる中で、いじめに繋がる行為を発見することに努める。そこで、児童の気になる行為や行動があればそのまま放置することなく、生徒指導会議いじめ対策委員会等の中で、いじめ等の情報の共有や対応についての共通理解を図っていく。

（２）学校生活アンケートの実施

毎月末、全児童を対象に「学校生活アンケート」を実施し、いじめやいじめに繋がる問題の発見に努める。そこで、以下の点について、重点的に取り組んでいく。

- ・アンケートに記入された内容について、すぐに当該児童からいじめ等の内容を確認し、直接話をする中からその児童の思いをくみ取るようにする。
- ・アンケートに記入された内容や聞き取り調査した結果を当該学年の生徒指導担当、学年主任、管理職に報告する。
- ・アンケート用紙は、管理職に報告後保管する。

（３）教育相談の充実

児童及び保護者がいじめに対して相談できる体制の整備のために、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各種通信（学校通信、学年通信）や懇談会等を通じたＳＣの保護者への周知
- ・教育相談による学級担任や学年職員、相談員、養護教諭、ＳＣ、巡回型ＳＳＷのチャンス相談

（４）早期発見のための研修の充実

児童や保護者の様子からいじめを早期発見できる職員の資質向上を図るために、以下の点について重点的に研修として取り組んでいく。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知、徹底
- ・生徒指導提要にもとづく、生徒指導全般の理解と実践
- ・いじめ対策についての年間を通した生徒指導研修や校内研修の実施

（５）指導・相談体制の確立

日常的及び緊急時に指導・相談体制の中軸を担う「いじめ対策委員会（法第22条）」を設置しておく。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・児童、家庭や地域等に「いじめ対策委員会」の周知を行う。
- ・相談窓口や相談後の展開など具体化しておく。

（6）家庭や地域との連携・情報共有

いじめの早期発見体制について保護者等との連携や情報共有を図っていく。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各学級担任等は、保護者との連絡帳や電話連絡を活用し、いじめの兆候や保護者からの相談に乗りやすい雰囲気をつくっていく。
- ・各学級担任等は、保護者との連絡帳や電話連絡を活用し、積極的に児童の様子を聞くようにする。また、相談の機会（場）を設ける。
- ・保護者等からの訴えや情報提供に対しては、電話や家庭訪問などで事実確認を行ったりして保護者との情報の共有を行うなどの連携の強化を図るようにする。
- ・各学期の授業参観の後には、学年・学級懇談会を実施し、保護者への情報発信や保護者からの情報収集に努める。
- ・各学期の学校評議員会、区長や民生児童委員との情報交換会等を実施する中で、地域への情報発信と情報収集に努める。
- ・地域行事への参加、関係機関との情報交換をとおした情報の共有を図りながら地域との日常的な連携を図るようにする。（青少年健全育成推進会議の参加、学校・区長・民生児童委員情報交換会の実施等）

（7）関係機関との連携

職員だけではなく、地域や関係機関と連携を図りながらいじめの早期発見に努めていく。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・いじめ相談ダイヤル（文部科学省）、子どもの人権110番（法務省）、教育委員会の相談機関等関係機関の相談窓口を周知する。

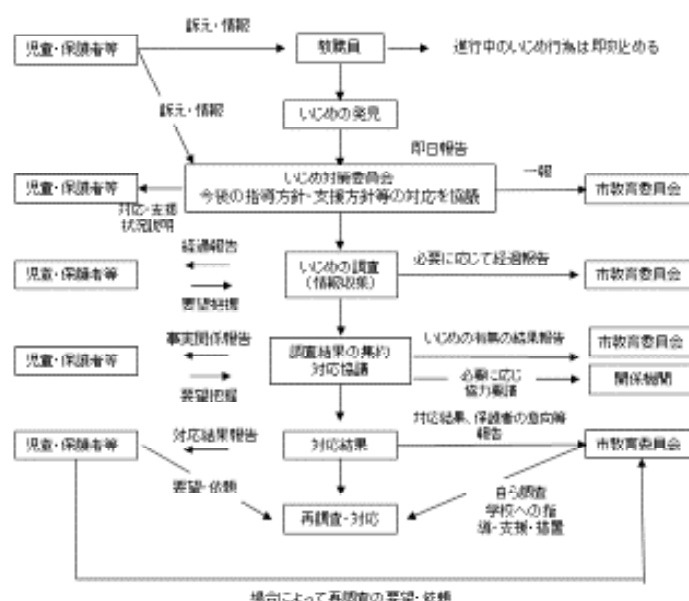
（8）インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットを通じて行われるいじめでの早期発見のために、以下の点に重点的に取り組んでいく。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等の問題箇所の印刷と保存
- ・被害拡大を阻止するための該当書き込み等の迅速な削除
- ・必要に応じた地方法務局、太田警察署への通報により適切な援助

3. いじめの早期解決に向けての取組

（1）いじめの発見から解決までの基本的な流れ



（2）初期対応

児童や保護者、地域から「いじめではないか」との相談や訴え、情報提供があった場合には、

真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確な関わりを持っていく。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、いじめを受けた児童や保護者の思いに寄り添い、親身になって情報の聞き取りを行い、どのような状況であったのかを把握するために、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたのかを整理し、記録に残す。また、特定の職員で対応するのではなく、組織的な対応を図っていく。「いじめ一報制」により、市教育委員会に速やかに報告し、学校だけでなく、市教育委員会と連携を図りながら、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。

(3) 情報の共有

いじめやいじめに繋がるような行為を受けた児童からの信号をキャッチした教職員は一人で抱え込まず、学年主任及びいじめ対策委員、校長・教頭に報告する。校長は、直ちにいじめ対策委員会を開催し、情報の集約、共有を図られるようにする。その後、生徒指導・教育相談部会や会議等で情報の共有を図り、全職員が共通理解、共通認識のもと対応にあたるようにする。

(4) 対応教職員の決定

いじめ対策委員会の委員により組織的な対応を図っていくが、いじめの様態や関係児童等によっては連携する教職員を増やす等、柔軟に対応していく。また、外部機関との連携が必要な際についても同様に柔軟に対応していく。

(5) いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係を聴取を行う場合には、いじめられている児童にも責任があるという考え方は持たず、「あなたがわるいのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるようにする。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

被害児童宅へ家庭訪問を行い、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えると同時に、被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去できるように努める。そのために、被害児童については、複数の職員の協力のもと、学校生活全般にわたって安全を見守り、確保していく。さらに、被害児童にとって信頼できる人と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を整える。

被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したり、状況に応じては出席停止制度を活用したりして、被害児童が安心して教育を受けることができる環境を整えていく。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家等の外部の協力を得ていく。また、いじめが解決したと思われる場合でも、再発する可能性が考えられるため、継続して十分な注意を払い、機会を得て、必要な支援を行っていく。加えて、被害児童やその保護者に、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供していく。

(6) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

加害児童からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったと確認された場合、いじめ対策委員が中心となり、複数の職員で連携を図りながら、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防ぐ措置をとる。

事実関係を聞き取った後は、加害児童宅へ家庭訪問を行い、迅速に保護者に事実関係を伝えると同時に、学校と保護者が連携を図って、以降の対応を適切に行うことができるように保護者の協力を求めることともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、該当児童の安心・安全、完全な人格の発達に配慮した指導を行い、また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察等との連携も含め、毅然とした対応を行う。教育上必要があると認める場合には、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることを考慮し、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促すことを目的として行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見た場合には、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはで

きなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えていく。同調する行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる。その上で、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。そして、双方の当事者や周りの者を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努める。

(8) 関係機関との連携

管理職は市教育委員会へ一報を入れ、事実及び対応を報告し指導を受ける。いじめを犯罪行為として認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

(9) インターネットを通じて行われたいじめへの対応

インターネットを通じて行われたいじめについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに太田警察署に通報し、適切に援助を求める。

(10) いじめの解消についての基本的な考え

いじめの解消を単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の3つの要件をもっていじめの解消と判断する。

- ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③上記①②を被害児童、その保護者に確認できること

4. いじめ問題に取り組むための校内組織（法第22条）

(1) 名称

「南小いじめ対策委員会」

(2) 「南小いじめ対策委員会」の構成

①校内メンバー（「南小いじめ対策委員会」を基本とする）

委員長：校長 副委員長（情報窓口責任者）：教頭
常任メンバー：生徒指導主任（防止等の対応窓口）・教務主任・養護教諭・教育相談主任
各学年主任・特別支援教育主任
（※事案に応じて委員長判断によって他の教職員を加える）

②教員以外のメンバー（「拡大南小いじめ対策委員会」）

・スクールカウンセラー ・学校医 ・学校評議員 ・主任児童委員

（※会議や事案に応じて委員長より、各委員に参加を依頼する）

(3) 位置付け

常設の組織とし、学校いじめ防止基本方針の定める年間計画に基づき、いじめ対策の活動の中心となって組織的に取り組む。また、いじめに係わる情報（いじめが疑われる場合も含む）があった時には、委員長の判断により、緊急開催し情報の迅速な共有を行う。その際には、基本となる構成員に加え、事案に応じて柔軟にメンバーを召集する。

(4) 役割内容

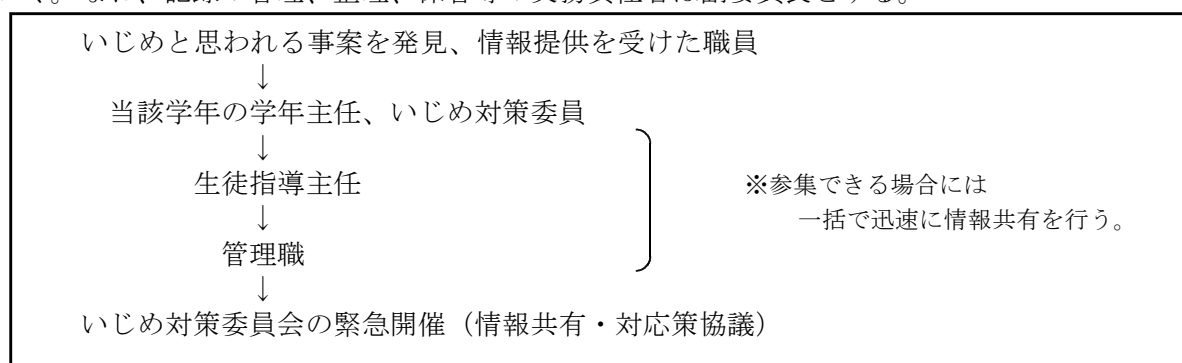
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりを推進する。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織的に行う。

- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導体制、対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づいた年間活動計画におけるいじめ防止等の活動を行っていくと同時に、経験年数の少ない職員等へのいじめに関する職能成長を促す取組を行っていく。
- ・南小いじめ防止基本方針、それに基づく計画や取組が効果的に行われているかPDCAサイクルで点検し見直しを行う。
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。その際、南小いじめ対策組織委員長より、情報共有を密にすることは、いじめの早期発見・対応につながることである趣旨を明確に説明し、個人で抱え込まず、判断せずに組織的に対応していくことを周知する。
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりを推進するために、児童及び保護者に対して、南小いじめ対策組織の趣旨や活動について説明をする。
- ・学校生活アンケートの質問項目に、南小いじめ対策組織の活動を認識しているか否かを調査し、その存在を周知させたり、取組の改善を図ったりする。
- ・いじめに関する情報は、共有すべき内容を明確にし、個別の児童ごとに記録する。複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

5. 組織的体制の確立・機能化

(1) 「いじめ対策委員会」の情報共有・組織的対応

いじめと思われる事案が発生した際に、その状況を確認したり、児童や保護者から報告や訴えを聞き取った職員から、次のように「いじめ対策組織」への情報の共有を図っていく。その際に、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたのかを整理し、記録を残しておく。その際に、個別の児童ごとに記録し、複数の職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図っていく。なお、記録の管理、整理、保管等の実務責任者は副委員長とする。



(2) 相談窓口と相談方法（手段）の周知

いじめ対策組織が学校全体のいじめ対策の中心となっていることを入学式や懇談会、各種通信等を用いて保護者へ周知していく。それにより、保護者からの相談窓口が学級担任だけではなく、複数あることを明確に伝え、学校と家庭とで連携を図りながらいじめ防止対策に取り組むことができる環境を整えていく。

同様に、児童に対しても年度初めに、いじめ対策組織の存在や活動について知らせ、いじめ相談の窓口となっていることを周知していく。また、学校評議員や学校関係者評価の際にも、いじめ防止対策の取組について情報提供を行い、外部機関に対してもいじめ対策組織の活動について周知していく。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神性疾患を発症等した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・相当の期間とは、年間30日を目安とし、一定期間、連続して欠席している状態をいう。ただし、合理的な理由がなく連続数日から1週間程度で、学校側は何らかの聞き取りをする。また、正当な事由なく児童が連続して欠席している場合、3日を目安に校長へ報告。正当な事由なく

7日以上連続して欠席し、児童の状況の確認ができない場合は、学校から設置者に報告を行う。

(2) 重大事態への対応

児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えとしても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。また、調査等による事実関係の確認とともに、加害児童への指導や被害生徒の状況にあわせた継続的なケアや落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

(3) 重大事態に係る調査主体

重大事態が発生した疑いがあると認めるときには、市教育委員会に報告し、調査主体や調査組織について判断決定を仰ぐ。不登校重大事態では、学校復帰支援やいじめ解消がねらいとなるために、原則、学校が調査主体となって調査に当たる。学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ対策委員会の構成員が基本構成員となるが、学校長が判断するメンバーを加えて、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。その際に、調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意する。非常に深刻かつ重大な事態、学校のみでの対応の範囲を超えている事態、学校による適切な対応が期待できない場合については、市教育委員会が決定した調査組織が主体となって調査に当たる。

(4) 事実関係を明確にするための調査

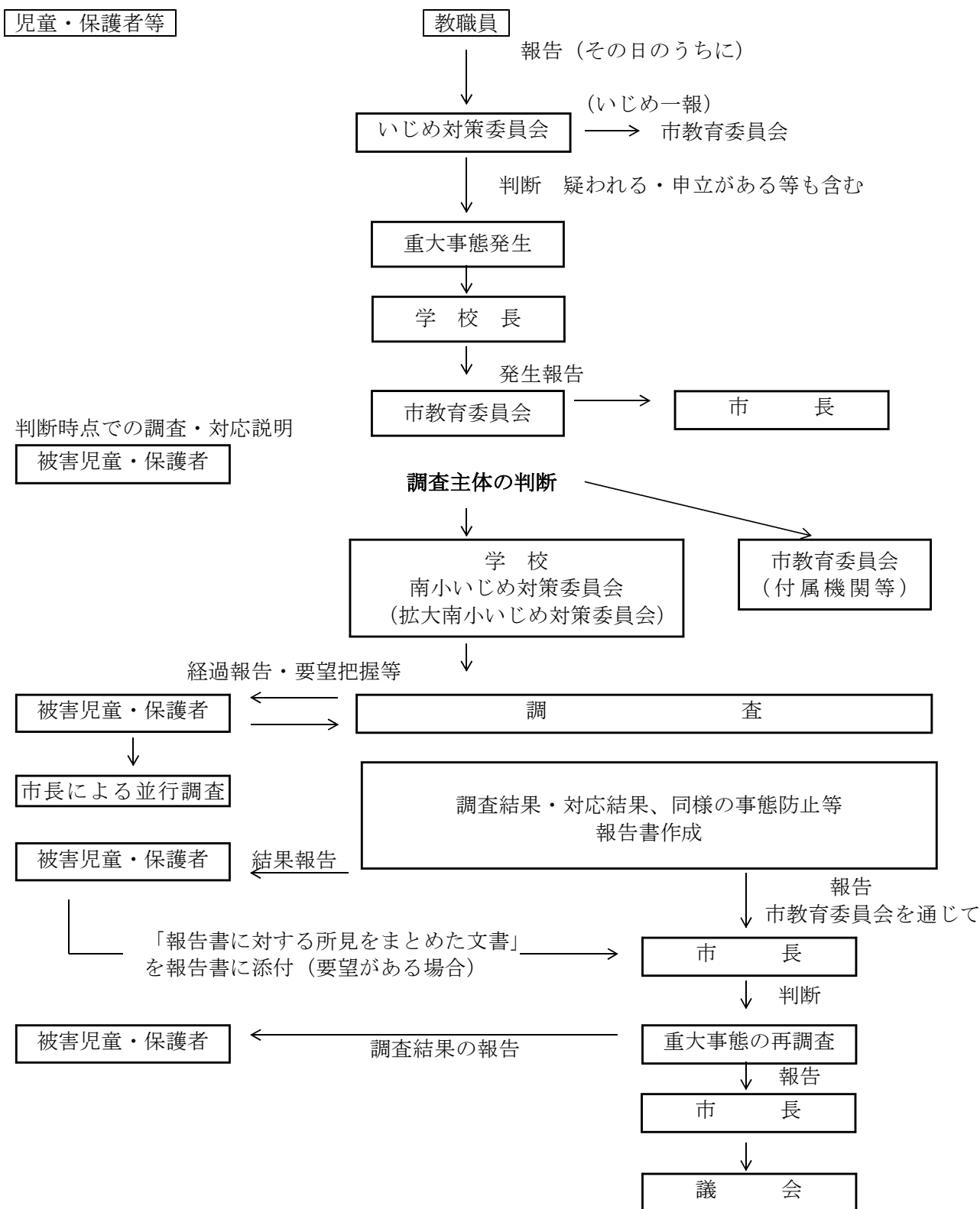
民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態の対応や同種の事態の発生防止を図ることを基盤とする。事実関係を明確にするために、以下の点に十分に留意する。

- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか等「事実」を明確にする。
- ・いじめを生んだ「背景事情」や「児童の人間関係」にどのような問題があったのかについて明確にする。また、学校・職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理し、記録する。
- ・学校の設置者や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者等の関係機関と適切に連携して対応に当たる。
- ・いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際に、いじめられた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

- 情報を適切に提供するものとしては、
- ・質問紙などによる児童が回答したアンケート集計結果
 - ・いじめが生じた背景及び具体的な事実関係に関する調査結果

※ 個々の児童の質問紙については、伝聞などの不正確なものがあるため、開示は不適切であるので注意すること。

（５）重大事態発生への基本的な対応



（６）調査結果の提供及び報告

調査結果については、被害児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際に、以下の点に十分に留意する。

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する際には、適時・適切な方法で、経過報告をする。
- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報の保護を楯に説明を怠らないようにする。

- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立って、その旨を対象となる在校児童やその保護者に説明する。
- ・調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて、市長に送付する。

(7) 市との連携

市長には、重大事態の発生及び事実を明確にする調査結果を報告する。また、再調査の場合には、調査の結果を議会に報告する。また、再調査を行う場合には、被害児童や保護者に事前に再調査の仕組みについて説明を行う。

7. 校内研修の充実（法第18条）

(1) 研修計画

時 期	研 修 内 容 等
4 月	・「学校いじめ防止基本方針及び関連法等の理解と周知」のための研修 ・「いじめ対策組織（取組状況チェック）周知」のための研修 ・「いじめに対する措置（取組状況チェックシート）周知」のための研修 ・「いじめの未然防止・早期発見の観点からの学年・学級・教科経営」のための研修 ・第1回いじめ対策委員会の開催
5 月	・教育相談に向けた「家庭へのいじめ防止啓発と連携」のための研修 ・「いじめの未然防止・早期発見の観点からの学校行事で配慮すべき取組」のための研修（校外学習に向けて）
6 月	・市教育委員会訪問による「いじめ防止のための取組についての指導・助言」の職員への周知 ・「組織的体制の構築と対応の在り方」のための研修
7 月	・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価とふり返し ・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価とふり返し ・「事例研究と通していじめへの対処の対策と取組」のための研修 ・第2回いじめ対策委員会の開催
8 月	・「発達に課題を抱えた生徒理解」のための研修 ・学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修
9 月	・「いじめの未然防止・早期発見の観点からの学校行事で配慮すべき取組」のための研修（運動会に向けて） ・学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職員への周知 ・第3回いじめ対策委員会の開催
10月	・市教育委員会訪問による「いじめ防止のための取組についての指導・助言」の職員への周知
11月	・学校公開に向けた「家庭や地域へのいじめ防止啓発」のための研修
12月	・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価とふり返し ・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価とふり返し ・「事例研究と通していじめへの対処の対策と取組」のための研修 ・「関係機関との連携の取組」のための研修 ・第4回いじめ対策委員会の開催
1 月	・学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修
2 月	・いじめ防止基本会議の情報共有による「いじめ防止の理解」のための研修 ・学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職員への周知
3 月	・「卒業、進級の際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修 ・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価とふり返し ・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価とふり返し ・第5回いじめ対策委員会の開催

(2) いじめ防止の取組

	いじめ防止についての活動内容
P	(1 学期) 4 月当初 - いじめ防止基本方針の確認と周知 - いじめ防止対策の年間計画の確認 「学校生活アンケート」の実施について - 生徒指導・教育相談部会について - 児童会からの「いじめ防止年間計画」について - 全教職員対象のいじめ問題対策研修会(上記)について等
D	(1～3 学期) 学級づくり、学級ルールづくり 特別活動「縦割り活動」、「JRC 登録式」等 児童会による「いじめ撲滅強化月間」(6・2 月) 市いじめフォーラム・いじめ防止子ども会議への参加と実践 人権集中学習(11 月～12 月)、人権標語づくり(8 月・11 月) 行事をととした人間関係づくり(運動会、修学旅行、6 年生を送る会、卒業式等) 学校生活アンケートの実施(毎月) インターネット講習会(11 月) 学校評価アンケート(7・12 月) <保護者> 授業参観・懇談会(各学期) 保護者との教育相談(随時) インターネット講習会(11 月) 学校評価アンケート(7・12 月) <教職員> いじめ問題対策研修会(毎月・上記) 職員会議での生徒指導情報交換(いじめ問題も)(毎月) 学校経営評価(各学期) 学校・区長・民生児童委員との情報交換会(1 月) 幼保小連絡協議会(各学期) 学校警察連絡協議会(各学期)
C	(1～3 学期) 各実施行事の反省の集約 (3 学期) 年度の反省及び修正(各部会、職員会議等の開催)
A	(3 学期) 次年度取組の確認 - 次年度のいじめ防止基本方針について - 次年度のいじめ防止対策の年間計画の確認 「学校生活アンケート」の実施について - 生徒指導・教育相談部会について - 児童会からの「いじめ防止年間計画」について - 全教職員対象のいじめ問題対策研修会(年間3 回)について等

※ 別表「いじめ対策年間指導計画」を参照のこと

8. 家庭や地域、関係機関との連携

(1) 基本方針の周知

入学説明会や保護者懇談会、各種通信(学校便り、学年通信、学級通信等)、学校 Web ページ等を通じて、学校いじめ対策基本方針の保護者や地域への周知を図る。また、直接的に保護者への周知や啓発を図ることができる教育相談や懇談会も有効な機会として捉え、活用していく。

(2) 地域や保護者の理解・連携協力

PTA 本部役員、学校評議員、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめ対応状況について定期的に協議する機会を設定し、理解を図っていく。また、学校評価結果についても各種通信（学校便り、学年通信、学級通信等）や学校 Web ページを活用し、いじめ対策の取組を積極的に発信していく。

(3) 警察との連携

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切に援助を求めていく。

(4) 法務局との連携

インターネット上でのいじめに対応する際に、事案に応じて法務局、前橋地方法務局と連携を図り、適切に援助を求めていく。

9. 検証と評価

(1) いじめ防止及びいじめ早期発見の取組状況

いじめ防止及び早期発見取のための取組状況について検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

(2) いじめへの対処の取組状況

いじめへの対処の取組状況について検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

(3) 組織体制の機能と組織的取組状況

組織的体制の機能と組織的取組状況についての検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

上記の検証と評価に加え、学校評価においても、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価していく。また、いじめ対策組織が中心となり、検証を踏まえ、改善を図っていく。

附則 令和5年 4月20日に改訂
令和5年 5月 1日より実施